

災害救助法のQ&A（応急修理関係）

	質問題名	質問内容	回 答
1	申込手続きについて	委任状を添付した上で、施工業者が申込手続きを行うことは可能か。	可能ですが、全ての手続きを一任するのではなく、被災者に対して修理範囲や内容、委任する理由等を確認しておくこと。 ※悪質な業者であれば不必要な工事や高額な費用を請求することもあるため
2	対象範囲について	太陽光発電の蓄電池も応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理の趣旨は日常生活に不可欠な部分を応急的に修理するものです。太陽光発電の蓄電池は日常生活に不可欠な部分とは言えず、応急修理の趣旨とは合致しないため、被災前から設置されている場合であっても対象外となります。
3	対象範囲について	床や壁の断熱材の種類を変更することは可能か。	変更して差し支えありません。断熱材については過度に高額なものにならないよう申込時点で確認しておくこと。
4	対象について	保険で補償を受ける場合も応急修理の対象となるか。	応急修理は被害等を補償するものではないため、被災者の資力要件（大規模半壊は除く）を確認し、保険での補償を受けてもなお、修理が必要であるなら対象として差し支えありません。
5	審査について	申込書に「世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します」とあるが、審査としては、資力に関する申出書を確認することでよろしいか。（その他に確認すべき書類がありますか。）	持家の場合は資力に関する申出書のみ提出で問題ありません。また、大規模半壊は資力に関する申出書の提出も不要となります。なお、借家で大家に資力がなく入居者が大家の同意の上、応急修理をする場合は大家に対して課税証明等で資力要件を確認いただくことが必要です。事務取扱要領 p93「ケ 借家等の取扱いについて（エ）」